

京情個審答申第 37 号
令和 6 年 11 月 29 日

京都府知事 西 脇 隆 俊 様

京都府情報公開・個人情報保護審議会
会 長 山 本 克 己

公文書公開決定等に係る審査請求に対する
裁決について（答申）

令和 4 年 9 月 16 日付け 4 ワ第 126 号で諮問のあった事案について、次の
とおり答申します。

第1 審議会の結論

本件事案について、処分庁が行った部分公開決定において非公開とした別紙「公開しない部分の概要」欄で示す部分のうち、別表に記載の「公開とすることが妥当である部分」欄に掲げる部分は公開すべきである。

併せて、対象公文書のうち、処分庁が対象外としたシリアルナンバーが付されているファックス送信の連絡文等について、公開又は非公開の決定を行うべきである。その余の判断は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和3年9月1日、審査請求人は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年京都府条例第33号）第1条の規定による改正前の京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、処分庁である京都府知事（この答申において「処分庁」という。）に対し、「新型コロナワクチンの予防接種後副反応疑い報告書（R3.6.26～以降）」を内容とする公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 処分庁は、本件公開請求に対応する公文書（以下「対象公文書」という。）を特定し、令和3年9月15日、条例第11条第2項の規定により公開決定等の期限を令和3年11月1日まで延長した。
- 3 令和3年11月1日、処分庁は、審査の結果、対象公文書について、別紙「公開しない部分の概要」欄で示す部分を除いて公開する部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に通知した。
- 4 令和3年11月17日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として諮問庁である京都府知事（この答申において「諮問庁」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 5 令和4年9月16日、諮問庁は、条例第19条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 本件審査請求の要旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、非公開とした部分（一部を除く）の公開を求めるというものである。

第4 審査請求人の主張の趣旨

審査請求人が、審査請求書、反論書並びに諮問庁での審理及び当審議会における口頭意見陳述において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 処分庁は、厚生労働省が進めるワクチン接種を行っているので、厚生労働省と同様の情報開示をする必要がある。したがって、厚生労働省の審議会である「厚生科学審

議会（予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会）」で既に公開されている部分の公開を求める。

- 2 処分庁においては、対象公文書中の「接種日以外の接種の状況」、「症状の発生時間、他疾患の有無及び症状の概要」、「症状の程度についての具体的な記載」、「報告者意見」及び「報告回数」について、個人情報に当たり、個人の特定又は他人に知られたくないと望むことが正当であると解されるものであるとしているが、他の地方自治体は公開しているので、この主張は的外れである。

症状の箇所まで塗りつぶすことは、副反応疑い報告書であるのに症状が全く把握できず、コロナワクチンの危険性を理解する上では外せないにもかかわらず、府民の情報源として体をなしていない文書になっている。

- 3 公文書は国民共有の知的資源である。処分庁は府民のために文書を管理している機関なので、公開請求をした府民にはできるだけ情報提供をしなければならない。
- 4 審査請求人が公開を求める目的は、個人情報を知ることではなく、危険なコロナワクチン接種事業を止めることだけである。

コロナワクチンの危険性は突出しており、未知の副反応が出る可能性があるため、副反応はつまびらかにする必要がある。したがって、国民に説明責任を果たさなければならず、安全性や有効性の公開請求に対し、症状を非公開とする処分庁の行為は、コロナワクチンの危険性を隠蔽しているととられても仕方のないものである。処分庁の対応には不信感がある。

府民が知り得る情報を制限せず、事実を知ってそれを選択できるような透明で公正な府政の実現をお願いしたい。

第5 諮問庁の説明の要旨

諮問庁が弁明書及び諮問庁の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 非公開とした部分は、「被接種者の氏名、接種時年齢のうち月齢、住所及び生年月日」、「報告者及び接種場所」、「ワクチンの接種回数」、「接種日以外の接種の状況」、「症状の発生時間、他疾患の有無及び症状の概要」、「症状の程度についての具体的な記載」、「報告者意見」及び「報告回数」である。これらは、一体として、特定の個人に関するその者の身体に呈した症状に関する情報であることから、個人が特定され得る情報のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると解されるものである。

このため、これらの部分については、条例第6条第1号に該当するとして公開しないことと判断したものである。

- 2 以上のとおり、制度の適確な運用を行っており、本件処分について、処分庁が部分公開とした判断は妥当である。

第6 審議会の判断理由

処分庁が条例第6条第1号に該当するとして非公開とした情報には同号に規定する非公開情報に該当しないものが含まれており、本件処分は妥当ではない旨を審査請求

人が主張していることから、これについて検討し、判断することとする。

- 1 本件審査請求における対象公文書に含まれる「予防接種後副反応疑い報告書」（以下「報告書」という。）は、定期の予防接種等を受けた者がこれを受けたことによるものと疑われる一定の症状を呈していることを病院等の開設者又は医師が知ったときに予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 12 条の規定により行う報告のために作成される文書である。

その記載内容は、患者（被接種者）の氏名、性別、接種時の年齢（歳及び月）等、いわゆる個人のプライバシーに関わる情報をはじめ、多岐にわたる。

- 2 そこで、これら記載内容の条例第 6 条第 1 号該当性について、検討する。

- (1) 条例第 6 条第 1 号は、個人のプライバシーが個人の尊厳に関わる権利であること、一旦侵害されると当該個人に回復困難な損害を及ぼすことになること等から、基本的人権を尊重する立場から、「個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの」又は「個人を特定され得ないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」が記録された公文書を非公開とすることを定めたものである。

- (2) 報告書の「患者（被接種者）」欄のうち、「氏名又はイニシャル（姓・名）」、「接種時年齢（歳及び月）」中の「月」に係る記載及び「生年月日」、「報告者」欄のうち、「氏名」、「医療機関名」及び「電話番号」並びに「接種場所」欄のうち、「医療機関名」については、その内容は被接種者個人に関する情報であつて、被接種者個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるため、条例第 6 条第 1 号に該当するものとして非公開とした処分庁の判断は妥当である。

- (3) 報告書の「患者（被接種者）」欄、「報告者」欄及び「接種場所」欄のうち、「住所」について、人口 3 万人未満の市区町村（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市においては行政区をいう。東京都においては同法第 281 条第 1 項に規定する特別区をいう。以下同じ。）に限っては、その人口規模を勘案すると、もし市区町村名を公開すれば他の情報と照合することにより被接種者個人が特定され得る蓋然性が高いことから、条例第 6 条第 1 号に該当するものとして非公開とした処分庁の判断は妥当である。

一方、人口 3 万人以上の市区町村に係る「住所」のうち、市区町村名については、これを公開しても他の情報と照合することによっても被接種者個人を特定することは通常、困難であると考えられることから、非公開とする理由がなく公開すべきである。

- (4) 報告書の「ワクチン」欄のうち、「接種回数」、報告書の「接種の状況」欄のうち、「接種日」中の「時刻」に係る記載及び「接種前の体温」、「症状の概要」欄のうち、「発生日時」中の「時刻」に係る記載及び「他要因の可能性の有無」並びに「報告回数」欄については、これらの情報からは他の情報と照合することによっても被接種者個人を特定することは通常、困難であると考えられることから、非公開とする理由がなく公開すべきである。

(5) 報告書の「接種の状況」欄のうち、「家族歴」については、これを公開しても他の情報と照合することによっても被接種者個人を特定することは通常、困難であると考えられることから、非公開とする理由がなく公開すべきである。

(6) 報告書の「接種の状況」欄のうち、「予診票での留意点」については、指定難病等であって出現率が極めて稀である病気、症状の名称等及びこれらに係る記載内容に限っては、もしこれらを公開すれば他の情報と照合することにより被接種者個人が特定され得る蓋然性が高いことから、条例第6条第1号に該当するものとして非公開とした処分庁の判断は妥当である。

しかしながら、罹患者の多い、日常見聞きすることの多い一般的な病気や症状の名称等及びこれらに係る記載内容については、これを公開しても他の情報と照合することによっても被接種者個人を特定することは通常、困難であると考えられることから、非公開とする理由がなく公開すべきである。

(7) 報告書の「症状の概要」欄のうち、「概要」については、死亡時刻、医療機関の名称、身体の形状等に係る記載内容に限っては、もしこれらを公開すれば他の情報と照合することにより被接種者個人が特定され得る蓋然性が高いことから、条例第6条第1号に該当するものとして非公開とした処分庁の判断は妥当である。

しかしながら、その他の記載内容については、これを公開しても他の情報と照合することによっても被接種者個人を特定することは通常、困難であると考えられることから、非公開とする理由がなく公開すべきである。

(8) 報告書の「症状の程度」欄のうち、「1 重い」に記載された、医療機関の名称及び担当医の氏名に限っては、もしこれを公開すれば他の情報と照合することにより被接種者個人が特定され得る蓋然性が高いことから、条例第6条第1号に該当するものとして非公開とした処分庁の判断は妥当である。

しかしながら、その他の記載内容については、これを公開しても他の情報と照合することによっても被接種者個人を特定することは通常、困難であると考えられることから、非公開とする理由がなく公開すべきである。

(9) 報告書の「報告者意見」欄については、担当医の氏名、身体の形状等に係る記載内容に限っては、もしこれらを公開すれば他の情報と照合することにより被接種者個人が特定され得る蓋然性が高いことから、条例第6条第1号に該当するものとして非公開とした処分庁の判断は妥当である。

しかしながら、その他の記載内容については、これを公開しても他の情報と照合することによっても被接種者個人を特定することは通常、困難であると考えられることから、非公開とする理由がなく公開すべきである。

(10) ア 報告書の欄外の記載のうち、ファックス発信者の名称、ファックス番号等については、これらを公開すれば他の情報と照合することにより被接種者個人が特定され得る蓋然性が高いことから、条例第6条第1号に該当するものとして非公開とした処分庁の判断は妥当である。

イ 報告書の欄外の記載のうち、ファックス送信の日時その他ファックス送信機による打刻（アに示す情報を除く。）については、これらを公開しても他の情報と照合することによっても被接種者個人を特定することは通常、困難で

あると考えられることから、非公開とする理由がなく公開すべきである。

- (11) 一連の文書であることを示すシリアルナンバーについては、もしこれを公開すれば他の情報と照合することにより被接種者個人が特定され得る蓋然性が高いことから、条例第6条第1号に該当するものとして非公開とした処分庁の判断は妥当である。
- (12) 報告書中にある訂正印については、もしこれを公開すれば他の情報と照合することにより被接種者個人が特定され得る蓋然性が高いことから、条例第6条第1号に該当するものとして非公開とした処分庁の判断は妥当である。
- (13) 報告書の「報告者」欄のうち、「氏名」、「医療機関名」及び「電話番号」、「接種場所」欄のうち、「医療機関名」、「症状の程度」欄のうち、「1 重い」に記載された、医療機関の名称及び担当医の氏名、「報告者意見」欄の担当医の氏名、欄外の記載のうち、ファックス発信者の名称、ファックス番号等並びに報告書中にある訂正印については、その内容は医療機関の医師その他医療従事者個人に関する情報であって、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるため、条例第6条第1号に該当するものとして非公開とした処分庁の判断は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張は、審議会の上記判断を左右するものではない。

4 次に、当審議会において、諮問庁が本件公開請求に係る一件文書として提示した簿冊を確認した際に、いわゆる「ファックス送信票」をはじめとするファックス送信の連絡文等にもシリアルナンバーが記載されていることが認められたことから、対象公文書の範囲について、言及しておく。

そもそも対象公文書の範囲は、一連の文書か否かで判断すべきものである。

これらの文書にはシリアルナンバーが付されており、そうである以上はその名称のいかんを問わず、報告書と一体のものとして対象公文書に含まれるべきものである。

すなわち、これらの文書は対象公文書から除外すべきではなく、対象公文書とした上で2で述べた判断基準に従い、公開又は非公開の処分を行うべきである。

なお、対象公文書から除外された文書は、全部で79枚存在することが確認された。

5 結 論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 9月16日	諮問書の受理
令和5年 6月 9日	第1回審議会
令和5年 6月30日	第2回審議会
令和5年 7月21日	第3回審議会
令和5年 8月 2日	第4回審議会
令和5年 8月30日	第5回審議会
令和5年 9月28日	第6回審議会
令和5年10月24日	第7回審議会
令和6年 1月11日	第8回審議会
令和6年 3月 6日	第9回審議会
令和6年 6月 4日	第10回審議会
令和6年10月15日	第11回審議会
令和6年11月29日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委 員（部会長）	山 本	克 己
委 員	奥 野	美奈子
委 員	原 田	大 樹
委 員	宮 本	恵 伸
委 員	山 舗	恵 子

別紙

公文書の件名	公開しない部分の概要	非公開理由
新型コロナウイルスの予防接種 後副反応疑い報告書	・被接種者の氏名、住所及び生年月日 ・報告者及び接種場所 ・ワクチンの接種回数 ・接種日以外の接種の状況 ・症状の発生時間、他疾患の有無及び症状の概要 ・症状の程度についての具体的な記載 ・報告者意見 ・報告回数	条例第6条 第1号

別表

公開とすることが妥当である部分			
		頁	該当部分位置
患者（被接種者）	・ 住所（人口 3 万人以上の市区町村名）	—	
報告者	・ 住所（人口 3 万人以上の市区町村名）	—	
接種場所	・ 住所（人口 3 万人以上の市区町村名）	—	
ワクチン	・ 接種回数	—	
接種の状況	・ 接種時刻 ・ 接種前の体温 ・ 家族歴 ・ 予診票での留意点（右欄に掲げる部分を除く）	111	1 文字目から 8 文字目
		123	1 行目 12 文字目から 19 文字目
		133	1 行目 7 文字目から 33 文字目 2 行目 1 文字目から 41 文字目
		169	10 文字目から 14 文字目
		279	4 文字目から 7 文字目
		311	1 行目 6 文字目から 15 文字目
		355	1 行目 5 文字目から 23 文字目
症状の概要	・ 発生時刻 ・ 「他要因（他の疾患等）の可能性の有無」 ・ 「概要」（右欄に掲げる部分を除く） ・ 製造販売業者への情報提供有無	91	1 行目 1 文字目から 9 文字目 2 行目 4 文字目から 10 文字目 同 28 文字目から 31 文字目 4 行目 18 文字目から 21 行目
		105	6 行目 18 文字目から 21 文字目 7 行目 26 文字目から 30 文字目 8 行目 11 文字目から 14 文字目 11 行目 35 文字目から 41 文字目 12 行目 11 文字目から 17 文字目 同 49 文字目から 51 文字目 13 行目 1 文字目から 13 文字目 17 行目 6 文字目から 12 文字目
		107	6 行目 19 文字目から 24 文字目
		109	5 行目 8 文字目から 14 文字目
		111	2 行目 16 文字目から 23 文字目 3 行目 24 文字目から 31 文字目
		133	個人の訂正印
		143	4 行目 1 文字目から 10 文字目
		147	6 行目 15 文字目から 22 行目
		153	4 行目 8 文字目から 15 文字目
		155	2 行目 27 文字目から 32 文字目 4 行目 21 文字目から 26 文字目
		161	3 行目 29 文字目から 31 文字目 4 行目 1 文字目から 4 文字目
		167	1 行目 9 文字目から 17 文字目

		261	1 行目 8 文字目から 19 文字目 3 行目 23 文字目から 39 文字目 4 行目 1 文字目から 8 文字目
		267	3 行目 5 文字目から 12 文字目 4 行目 8 文字目から 27 文字目
		271	3 行目 5 文字目から 8 文字目
		275	個人の訂正印
		279	1 行目 35 文字目から 41 文字目 2 行目 1 文字目から 13 文字目 3 行目 3 文字目から 12 文字目
		293	3 行目 19 文字目から 28 文字目
		295	7 行目 1 文字目から 10 文字目
		311	1 行目 9 文字目から 18 文字目 2 行目 25 文字目から 28 文字目 5 行目 26 文字目から 30 文字目
		313	1 行目 13 文字目から 21 文字目
		331	9 行目 6 文字目から 17 文字目
		333	4 行目 6 文字目から 10 文字目 同 18 文字目から 21 文字目
		335	1 行目 31 文字目から 35 文字目
		337	1 行目 34 文字目から 37 文字目 2 行目 1 文字目及び 2 文字目 同 24 文字目から 28 文字目
		341	4 行目 26 文字目から 31 文字目
症状の程度	・「1 重い」を選択した場合の記述（病院名及び医師名を除く）	—	
報告者意見（右欄に掲げる部分を除く）		123	1 行目 1 文字目から 14 文字目
		255	13 文字目から 16 文字目
		279	11 文字目及び 12 文字目
		337	7 文字目から 19 文字目
		355	1 行目 5 文字目から 27 文字目
報告回数		—	
欄外	・ファックス送信の日時その他ファックス送信機による打刻	—	